

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案
(仮称)の概要

特定の地域における輸送需要及び当該地域の状況に応じた一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するため、当該地域において地方運輸局長、関係地方公共団体の長、一般乗用旅客自動車運送事業者、地域住民等により組織される協議会による地域計画(仮称)の作成、同計画に即して一般乗用旅客自動車運送事業者が作成し、国土交通大臣の認定を受けた特定事業計画(仮称)に係る事業等についての道路運送法の特例等について定める。

1. 骨子

(1) 特定地域の指定

国土交通大臣は、特定の地域において、一般乗用旅客自動車運送事業についての供給過剰(供給輸送力が輸送需要に対し過剰であることをいう。)の状況、事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生状況に照らして、当該地域の輸送需要に的確に対応することにより、輸送の安全及び利用者の利便を確保し、その地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心として一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めるときは、当該特定の地域を、期間を定めて特定地域として指定することができるものとする。

(2) 基本方針の策定

国土交通大臣は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針を定めるものとする。

(3) 地域計画(仮称)の作成等

ア. 協議会

特定地域において、地方運輸局長、関係地方公共団体の長、一般乗用旅客自動車運送事業者及びその団体、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の団体並びに地域住民は、協議会を組織することができるものとする。

イ. 地域計画の作成

協議会は、基本方針に基づき、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するための地域計画を、その作成に係る合意をした協議会の構成員である一般乗用旅客自動車運送事業者が当該特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の台数の合計が当該特定地域内の営業所に配置される事業用自動車の総台数の過半数となるよう合意を得て、作成することができるものとする。

(4) 特定事業計画(仮称)の認定等

ア. 特定事業計画の認定

特定事業(一般乗用旅客自動車運送事業について、利用者の選択の機会の拡大に資する情報の提供、情報通信技術を活用した運行の管理の高度化、利用者の特別の需要に応ずるための運送の実施その他の措置を講ずることにより、輸送需要に対応した合理的な運営及び法令の遵守の確保並びに運送サービスの質の向上及び輸送需要の開拓を図り、もって一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する事業をいう。)の実施主体とされた一般乗用旅客自動車運送事業者は、単独で又は共同して、地域計画に即して特定事業を実施するための計画(以下「特定事業計画」という。)を作成し、当該計画について、国土交通大臣の認定を受けることができるものとする。

イ. 事業再構築に関する事項の追加

特定事業計画には、事業再構築(特定事業と相まって、地域計画に基づく一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するための一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡又は譲受け、事業者たる法人の合併又は分割、事業者の供給輸送力の減少その他経営の合理化に資する措置をいう。)に関する事項を定めることができるものとする。

ウ. 道路運送法の特例

国土交通大臣の認定を受けた特定事業計画に基づき実施する特定地域の住民の福祉の増進を図るための一定の運送に係る運賃等の設定については、事前に当該運賃等を国土交通大臣に届け出ることをもって足りるものとするとともに、認定を受けた特定事業計画に基づく一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画の変更等については、当該認定をもって道路運送法の規定による事業計画の変更の認可等を受けたものとみなすものとする。

(5) 特定地域における道路運送法の特例

特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の合計数を増加させる事業計画の変更をしようとする場合には、事業計画の変更の届出に代え、国土交通大臣の認可を受けなければならないものとする。

(6) その他所要の規定を整備する。

2. 留意事項

(1) 閣議決定希望時期

平成21年2月上旬